

第三者評価結果入力シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

①第三者評価機関名

H.R. コーポレーション

②評価調査者研修修了番号

S2020134

S24204

HF19-1-003

③施設名等

名称：	さくらこども学園
施設長氏名：	中河篤司
定員：	42 名
所在地(都道府県)：	兵庫県
所在地(市町村以下)：	新田1444番地
T E L：	0791 - 46 - 0332
U R L：	eos0007@pearl.ocn.ne.jp

【施設の概要】

開設年月日	2010/4/1
経営法人・設置主体（法人名等）：	社会福祉法人桜谷福祉会
職員数 常勤職員：	20 名
職員数 非常勤職員：	4 名
有資格職員の名称（ア）	社会福祉士
上記有資格職員の人数：	4 名
有資格職員の名称（イ）	保育士資格
上記有資格職員の人数：	9 名
有資格職員の名称（ウ）	看護師
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（エ）	栄養士
上記有資格職員の人数：	1 名
有資格職員の名称（オ）	教員免許
上記有資格職員の人数：	2 名
有資格職員の名称（カ）	
上記有資格職員の人数：	名
施設設備の概要（ア）居室数：	1人部屋30室 4人部屋3室
施設設備の概要（イ）設備等：	心理療法室 親子生活訓練室
施設設備の概要（ウ）：	病後児保育室 医務室 静養室
施設設備の概要（エ）：	ショートステイ（短期入所）用個室

④理念・基本方針

基本理念

①公益的事業の積極的取り組み ②人権を擁護する ③発達支援・自立支援に向けたサービスの確立 ④医療・教育・福祉の連携強化

⑤地域社会との共生

⑤施設の特徴的な取組

県内に、介護事業・保育事業・児童福祉事業を広く展開する社会福祉法人が運営する児童養護施設である。法人全体の組織運営体制が確立され、法人内の各種会議・委員会、施設内の各種会議・委員会を定期的に開催し、職員が各自の職位・職種で参画している。法人・施設の経営5か年計画・事業計画を策定し、4半期ごとに進捗状況を確認しながら、長期的視野に立って安定的な事業経営に取り組んでいる。人事考課制度・目標管理・研修体制の整備・充実により職員の資質向上に継続的に取り組んでいる。各種会議・委員会で多職種の専門職者が連携し、子どもの主体性を尊重した自立支援に注力するとともに、発達に配慮を必要とする子どもの支援、医療的支援・心理的ケアを必要とする子どもの支援等、専門性の高い養育・支援に取り組んでいる。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2024/8/1
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2025/2/7
前回の受審時期（評価結果確定年度）	令和3年度（和暦）

⑦総評

「特に評価が高い点」

○男子棟・女子棟・幼児棟の3棟5ユニット体制をとり、各ユニットは清潔感・家庭的な雰囲気があり、年齢に応じた多種の書籍・玩具・遊具を提供している。小学生以上は個室を用意し、家具・日用品・学用品等を個別所有とし、個々の趣味や好みに応じた居心地よく過ごせる環境づくりを行っている。4歳から幼稚園に就園し、年齢や希望に応じてスポーツ少年団・各種習い事・学習塾等を活用し、また、小学生・中高生別に学習時間を設置して教師経験のある職員が指導する等、子どもの学びや遊びを保障している。

○「基本支援マニュアル」に入所前から退所後までの支援について明示している。「自立支援終結までの流れ」に沿って、小学校1年生以上の子どものついて児童進路希望調査をもとに、子ども自身が考える将来の姿を共有して進路決定を支援している。自立支援計画については、自立支援計画作成フローチャートに沿って、8種類の書式によるPDCAサイクルに基づいた評価見直しを行いながら自立支援に取り組んでいる。

○子どもの投票によって施設全体のグランドルールや施設目標を、「話そう会」でユニット目標やユニットルールを、子どもとの個別の話し合いで個人目標や個別のタイムスケジュールを決定し、子どもが自ら設定した目標やルールを基に、主体的に取り組めるよう支援している。毎月の「聞き取り」調査の中で、子ども一人ひとりと対話できる時間を持ち、子どもが意見・要望等を表明できる機会を確保すると共に、権利侵害が行われていないかを確認している。

○施設内研修・施設外研修に加え、新人職員研修の「チューター制度」、法人内研修として管理職研修・管理職候補研修等、階層に応じた研修を実施している。毎月大学の教授をスーパーバイザーとして招聘し、スーパービジョン体制を整備し、職員の専門性向上・職員体制の充実・人材育成等に反映している。

○子どもの、ウオーキングラリー・グランドゴルフ・秋祭り等地域行事やスポーツ少年団活動等への参加を支援し、学習・遊び・スポーツ等多様なボランティアを受け入れ、学校等の友人が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行い、子どもと地域との交流を広げるための取組を積極的に行っている。PTA活動への参加、法人の「地域貢献推進委員会」活動、相談支援事業等を通じて把握したニーズを基に、「子育てサロン」・「里親・ファミリーホーム推進」活動・ショートステイ事業等を実施し地域貢献に努めている。

「改善が求められる点」

たいへんよく取り組まれており、大きな改善点はない。さらなるサービスの質の向上に向け、下記の取り組みを期待する。

○研修体制が充実しているが、スーパービジョン研修を研修計画に取り入れ実施記録を作成すること、施設外研修の「研修報告書」の作成と周知、各種研修記録と研修資料のファイリングのわかりやすい工夫が望まれる。

○ホームページはリニューアル中であるが、ホームページの更新により必要な情報をタイムリーに公表することが望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価受審に際しまして、丁寧なご指導を頂き誠にありがとうございました。児童養護施設職員として、こどもたちの権利を守り、充実した生活環境を作ること、また多様化するケースにも適切に対応できるよう施設としての組織力を高め、個々の職員のスキルアップを図ること等、多くの課題を確認し、新たな取り組みにつなげていくための良い機会となりました。今回学んだことを生かして、より良い施設づくりを行っていきたいと思います。

⑨第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
	☐ 理念、基本方針が法人、施設内の文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。	○
	☐ 理念は、法人、施設が実施する養育・支援の内容や特性を踏まえた法人、施設の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	○
	☐ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	○
	☐ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、子どもや保護者等への周知が図られている。	○
	☐ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	○
【コメント】		
基本理念・運営方針・子育て理念がホームページ・パンフレット等に掲載されている。基本理念は施設の使命や目指す方向を明示し、運営方針・子育ての理念は、基本理念との整合性が確保され、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。基本理念・運営方針は、年度初めの事業計画説明会で説明し職員に周知を図っている。毎日唱和し、施設内研修に位置づけて研修を行い、実践につなげている。子ども・保護者には、入所時にパンフレットをもとに説明し、ホームページ・広報誌理念・管理棟玄関掲示でも伝えている。		

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
	☐ 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
	☐ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
	☐ 子どもの数・子ども像等、養育・支援のニーズ、潜在的に支援を必要とする子どもに関するデータを収集するなど、施設(法人)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
	☐ 定期的に養育・支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行っている。	○
【コメント】		
社会福祉事業の動向は「全社協福祉ビジョン」等の行政資料から把握している。市の福祉計画は「赤穂市地域福祉計画」から、地域の現状や課題は「赤穂市要保護児童対策地域協議会」から把握している。毎月「月次報告書」「目標稼働率確保に向けた現状とその対策」を作成し、コスト分析や稼働率等の把握し、分析は児童施設運営会議で行っている。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
	☐ 経営環境や養育・支援の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。	○
	☐ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
	☐ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○

【コメント】	
経営課題について施設長会議・児童施設運営会議で明確にし協議している。課題について、理事会で役員間の共有がされている。施設長会議・児童施設運営会議の内容を職員会議で報告し、職員に周知している。毎月「目標稼働率確保に向けた現状とその対策」を作成し、児童運営会議・施設長会議で進捗状況を確認しながら改善に向け具体的に取り組んでいる。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
	☐ 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。	○
	☐ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	○
	☐ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
	☐ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。	○
【コメント】		
法人の強みと課題、今後5年間で取り組む重点目標を「経営5か年計画」に明確にしている。重点目標を基に、施設としての経営計画が策定されており、入所率等数値目標を含む具体的で、実施状況の評価を行える内容となっている。経営計画検証委員会が「経営5か年計画進捗状況」シートに沿って4期に分けて進捗を確認し、1年ごとに見直しを行う仕組みがある。今年度は初年度で、5・8・11月に進捗を確認しており、年度末の進捗・評価結果に基づき必要に応じて次年度に向けて見直しを行う予定である。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
	☐ 単年度の計画(事業計画と収支予算)に、中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の内容が反映されている。	○
	☐ 単年度の計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
	☐ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。	○
	☐ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	○
【コメント】		
「経営5ヶ年計画」の重点目標3項目の推進等主な内容を反映した単年度の「事業計画」を策定している。事業計画を実現可能とする年間積み立て目標額等収支計画は、「経営5ヶ年計画」の中に明確にしている。事業計画には、進路希望調査回数等数値目標や具体的な成果等が設定されており、実施状況の評価を行える内容となっている。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
	☐ 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
	☐ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。	○
	☐ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
	☐ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
	☐ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等が)されており、理解を促すための取組を行っている。	○

【コメント】											
各職種・各委員会等での職員意見等を集約した「事業計画進捗状況」シートを基に、施設長が事業報告書を策定し、施設長会議で検討・理事会の承認を得て今年度の事業計画を策定している。年度初めに全職員対象に「事業計画説明会」を実施し、事業計画を配付・説明し周知と理解を図っている。参加できなかった職員には、パート職員も含め、後日個別に説明している。「事業計画進捗状況」シートを活用し、各種会議、委員会・行事等の実践状況から施設長が進捗状況を4半期ごとに把握し、事業計画の内容別に検証・評価を行い必要に応じて見直しを行っている。見直し結果は「今後の予定欄」に記載している。											
②	<table border="1"> <tr> <td>7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>☐事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>☐事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>☐事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>☐事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</td> <td>○</td> </tr> </table>	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a	☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	○	☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	○	☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○	☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○
7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a										
☐ 事業計画の主な内容が、子どもや保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	○										
☐ 事業計画の主な内容を子ども会や保護者会等で説明している。	○										
☐ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、子どもや保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○										
☐ 事業計画については、子どもや保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○										
【コメント】											
事業計画・事業報告をホームページで公開している。事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料「事業計画入所児童用」・「事業計画保護者様用」を作成し、年度初めに「さくらだより(機関誌)」と共に保護者に送付している。子どもには、資料を各棟に掲示するとともに、施設長が子どもの年齢に応じて説明方法を工夫し説明している。「児童養護施設さくらこども学園ってどんなところ?(パンフレット)」に事業計画の主な内容(権利擁護への取り組み・里親支援等)を記載し、施設玄関に設置している。子どもや保護者等の参加を促す観点から、子どもや保護者参加行事の事前案内文配布・施設内掲示等を行っている。											

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果												
①	<table border="1"> <tr> <td>8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>☐組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>☐養育・支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>☐定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>☐評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。</td> <td>○</td> </tr> </table>	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	○	☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	○	☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○	☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	○			
8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a													
☐ 組織的にPDCAサイクルにもとづく養育・支援の質の向上に関する取組を実施している。	○													
☐ 養育・支援の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	○													
☐ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。	○													
☐ 評価結果を分析・検討する場が、施設として位置づけられ実行されている。	○													
【コメント】														
経営5ヶ年計画・事業計画・目標管理・自立支援計画等、PDCAサイクルに基づく取り組みを行っている。支援計画と実施記録、各棟会議・職員会議・カンファレンスなど、養育・支援の内容について評価を行う体制を整備している。3年に1回、第三者評価を受審している。受審しない年も、福祉サービス第三者評価の評価基準に基づいて自己評価を行い、「サービス評価委員会」を評価結果を分析・検討する場として位置づけ実行している。														
②	<table border="1"> <tr> <td>9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>☐評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>☐職員間で課題の共有化が図られている。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>☐評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>☐評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>☐改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。</td> <td>○</td> </tr> </table>	9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○	☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	○	☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○	☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○	☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	○	
9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a													
☐ 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○													
☐ 職員間で課題の共有化が図られている。	○													
☐ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	○													
☐ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○													
☐ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	○													

【コメント】
和3年度の第三者評価結果に基づいて施設として取り組むべき課題を明確にし、課題や取り組むべき内容を「第三者評価の結果報告」に具体化し職員会議を通じて職員間で共有している。令和4年・5年度の自己評価結果では、新たな課題はなく、令和3年度の課題について、サービス評価委員会が各委員会に課題を振り分け、継続的・計画的に改善に取り組み、改善状況を各委員会・サービス評価委員会で確認し年度内の達成を目指している。

Ⅱ 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
□施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
□施設長は、自らの役割と責任について、施設内の広報誌等に掲載し表明している。	○
□施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
□平常時のみならず、有事(事故、災害等)における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

【コメント】
施設長は、経営5ヶ年計画・事業計画に、経営・管理に関する方針を明確にしている。「キャリアパス表」の「役割」・「求められる能力」に施設長の役割・責任を明示し、「職務分担表」に具体的職務内容を定めている。職務分担表に、「施設長事故ある時の代行」を副施設長と定め権限委任を明確にしている。

② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
□施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者(取引事業者、行政関係者等)との適正な関係を保持している。	○
□施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
□施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
□施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○

【コメント】
施設長は、法人諸規定・法令等を理解し、利害関係者と適正な関係を保持している。法人施設長研修への参加、県児童養護施設連絡協議会施設長会議(以下県養協)、県の研修会等に参加し遵守すべき法令の理解に努めている。また、必要に応じて、顧問公認会計士・顧問税理士・顧問社会保険労務士等に相談できる体制がある。施設で定期的に環境安全点検を実施し廃棄物等は適切に処理している。法人内・施設内・施設外研修等への参加等を通じて、職員に遵守すべき法令等を学ぶ機会を設け、随時、マスコミ等の資料を基に法令遵守を周知している。「法令一覧」ファイルをいつでも閲覧できるよう事務所に設置し共有している。法令等改定時には特養で開催される説明会に全職員の参加を促している。入職時に職員の守秘義務について、誓約書を交わしている。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
□施設長は、養育・支援の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
□施設長は、養育・支援の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	○
□施設長は、養育・支援の質の向上について施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
□施設長は、養育・支援の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○
(社会的養護共通) □施設長は、職員の模範となるように、自己研鑽に励み、専門性の向上に努めている。	○

【コメント】		
施設長は、各種会議、委員会、カンファレンスへの参加・施設自己評価・職員研修等を通じて養育・支援の質の現状について、定期的・継続的に評価・分析を行っている。課題があれば、棟会議・職員会議等で課題の改善方法を検討し改善に取り組んでいる。施設長は各種会議・委員会への参画、人事考課時の定期的（年4回）・随時の個別面談等、養育・支援の質の質向上に取り組む体制を構築して職員意見を集約し、職員意見を養育・支援の質の向上に反映できるよう取り組んでいる。法人研修・施設内研修・施設外研修等の体制を整備し、職員の研修機会の充実を図っている。施設長は、養育・支援に関する書籍の購読・施設外研修・県養協施設長会等に参加し、専門性の向上に努めている。		
②	13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。 ☐施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。 ☐施設長は、施設（法人）の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。 ☐施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、施設内に同様の意識を形成するための取組を行っている。 ☐施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	a ○ ○ ○ ○
【コメント】		
施設長は、法人がデータ化した「資金収支予算実績対比管理表」「職員配置状況チェックシート」等を基に、毎月の児童福祉施設運営会議や期毎の施設長会議で人事・労務・財務等を踏まえて経営・業務分析を行っている。分析結果に基づく課題について職員会議で共有し、サービス評価委員会で経営改善・業務改善に向け検討を行い解決に取り組んでいる。各種加算職員配置による余裕ある人員配置・時間外労働の削減・衛生推進委員会による安全で衛生的な就労環境の検討等、働きやすい環境整備に取り組んでいる。施設長は施設長会議・児童福祉施設運営会議・棟会議・サービス評価委員会等、業務の実効性を高めるための体制を構築・参画し、職員意見を集約して経営の改善や業務の実効性向上に取り組んでいる。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 ☐必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。 ☐養育・支援に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。 ☐計画にもとづいた福祉人材の確保や育成が実施されている。 ☐施設（法人）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。 （社会的養護共通） ☐各種加算職員の配置に積極的に取り組み、人員体制の充実に努めている。	a ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】		
事業計画に、「人材育成の積極的展開」として人材育成の基本方針を明示し、チューター制度を活用した新任職員の育成・「キャリアパス表」に基づく人材育成に取り組んでいる。職員体制（専門職の配置）について、「管理規定」に明示し、栄養士・看護師・保育士等の専門職の配置がある。余裕ある人員配置や、必要な専門職配置ができるよう、毎月必要な人員の充足度を「職員配置チェックシート」により確認し、別紙書式で県に報告している。法人の人材確保対策委員会が、「新任職員採用計画」に基づいて人材確保に努め、ホームページの活用・就職フェア参加・養成校訪問や実習生受け入れ等を積極的に行っている。小規模グループケア担当職員・家庭支援専門相談員・心理判定職員・看護師・個別担当職員等各種加算職員を配置し、人員体制の充実に努めている。		

②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
	☐ 法人、施設の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にし、職員自らが将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みができている。	☐
	☐ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。	☐
	☐ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	☐
	☐ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	☐
	☐ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	☐

【コメント】

法人理念を基に、「法人が求める職員像」を明確にしている。就業規則・キャリアパス表・給与規定等に人事基準を明確にし、入職時研修での配布・規定集ファイルの事務所設置等により周知している。「人事考課解説書」を配布して評価基準を周知し、「自己点検表（階層・職種別）」での職員自己点検結果と、考課者による「人事考課表（階層・職種別）」に基づく評価により人事考課を実施し、専門性・能力・成果・貢献度等を評価する仕組みを整備している。職員処遇の水準について、地域情報を基に法人本部が分析し、個別面談・意向調査等で把握した職員の意見・意向等を「児童施設運営会議」で報告・検討し、法人として改善策を実施している。

（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。

①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
	☐ 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	☐
	☐ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	☐
	☐ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	☐
	☐ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の相談窓口を施設内に設置するなど、職員が相談しやすいような仕組みの工夫をしている。	☐
	☐ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	☐
	☐ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。	☐
	☐ 改善策については、人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	☐
	☐ 福祉人材の確保、定着の観点から、施設の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	☐

【コメント】

職務分担表で、「人事管理・労務管理」を施設長職務と明確にしている。施設長が、勤怠管理システム・休暇届等で就業状況を把握・確認し法人と共有・管理している。健康診断（年２回）、ストレスチェックを実施し職員の心身の健康と安全の確保に努めている。インフルエンザ予防接種費用は法人負担で実施している。施設長は定期的及び随時に個別面談の機会を設け副施設長も相談対応する等、職員が相談しやすい環境を整備している。また、法人の児童部門統括園長にも直接相談できる体制がある。ハラスメント等について直接法人に、面談・電話・メール等で相談できる仕組みを構築し、事業計画説明会時等に職員に周知している。厚生委員会が「厚生行事アンケート」結果を基に職員の希望を分析し、分析結果を基に一泊旅行・新年会の再開や、職場内懇親会への補助、年間休日日数の改正・家賃補助・互助会加入・各種祝い金・資格取得への補助等福利厚生を実施し、短時間就労制度・半日有給制度・長時間勤務や休日出勤の削減等、ワークライフバランスに配慮した取り組みを行い、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
	☐ 施設として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	☐
	☐ 個別面接を行う等施設の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標(目標項目、目標水準、目標期限)が明確かつ適切に設定されている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	☐
	☐ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	☐

【コメント】

職員個々の目標管理のための仕組みを構築している。年度初めに職員は、前年度評価を踏まえて「自己点検表」(階層別)で自己評価を実施し、「自己成長シート(全職員用)」に、組織として期待する職員像「レベル評価要素」に基づいて3項目の個人目標を設定し、考課者が面談を通じて、職員個々に応じた適切な目標設定ができているか確認・助言している。目標期限を1年とし、期中(4か月・8か月目)に、進捗状況・達成度を自己評価し、考課者と面談による相互確認を行う機会を設け、考課者は「上司コメント欄」に評価結果・助言等を記載している。年度末前に、職員は設定した目標の達成状況を自己評価し、考課者は法人に評価結果を提出し、年度末にフィードバック面談を通じて目標に対する達成度評価を伝え、次年度の目標設定に反映している。

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
	☐ 施設が目指す養育・支援を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	☐
	☐ 現在実施している養育・支援の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、施設が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	☐
	☐ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。	
	☐ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。	☐
	☐ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	☐

【コメント】

施設が目指す養育・支援を実施するために、期待する職員像「生活支援の統一・チーム力向上」を事業計画に明示している。「研修計画」に、全職員を対象とした施設内研修、個別職員を対象とした施設外研修・法人内研修を盛り込み、必要とされる専門性を「研修内容」に明示している。研修計画には盛り込まれていないが、毎月外部講師(大学教授)によるスーパービジョン研修を実施している。施設内研修は、研修計画をもとに職員会議の中や別途に時間を設けて実施し、内容に応じて参加者は「アンケート」を提出している。欠席職員には、会議録閲覧・資料配付により共有し回覧印により周知を確認している。法人内研修・施設外研修受講者は、「研修報告書」を作成している。施設として必要な施設外研修は職員会議の中で伝達研修の機会を設け、欠席者には資料配付、議事録・研修報告書の閲覧により共有を図っている。毎月、事業計画進捗シートに研修の実施状況を記録し、研修実績を施設長会議で報告している。施設内研修について、研修委員会が「アンケート」等を参考に計画や内容を検討し、施設外研修については、施設長が研修報告書内容等を検討し、職員の希望も取り入れながら次年度の研修計画に反映している。スーパービジョン研修の研修計画への取り入れと実施記録の作成・施設外研修「研修報告書」の作成周知・各種研修記録と研修資料保管方法等、実施がより明確になる仕組みづくりが望まれる。

③	19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a
	☐ 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	☐
	☐ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。	☐
	☐ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。	☐
	☐ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	☐
	☐ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。	☐
	(社会的養護共通) ☐ スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	☐

【コメント】

履歴書・資格取得一覧表等で職員個別の専門資格の取得状況・経験年数等を把握・管理している。新入職者には、法人での新人研修実施後、理解度・技術習得度等に応じて概ね1年間、チューターが「到達目標チェック表」に沿って個別的なOJTを実施している。週1回、チューター・新入職者で振り返りを実施し、進捗を相互に確認して次のステップに反映している。新入職者は月1回習得状況等を振り返り、6か月間「1ヶ月の報告書」を作成して指導者が助言を行う等、細やかな支援に取り組んでいる。施設長は毎月「児童施設運営会議」で評価結果・課題等を報告し、チューターは「チューター研修会」でOJT実施状況を報告している。階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。年度末の人事考課面談時に希望する研修を聴取するとともに、施設外研修案内は、対象者への声掛け・回覧等で情報提供し、希望者や経験年数等に応じた対象者に参加を奨励している。研修受講のためのシフト調整・受講環境の整備・費用負担等、職員に応じた方法で参加しやすいよう配慮している。また自主的に参加する場合でも勤務調整を行っている。各棟に、基幹職員・経験年数が高い職員を配置し、助言や指導を行うとともに、毎月、外部講師を招聘し、スーパーバイザーによる職員の専門性向上に努めている。

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
	☐ 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。	☐
	☐ 実習生等の養育・支援の専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。	☐
	☐ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。	☐
	☐ 指導者に対する研修を実施している。	☐
	☐ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	☐

【コメント】

例年保育士・社会福祉士等実習生の受け入れがある。「実習生受け入れマニュアル」を整備し、基本姿勢・受け入れ窓口・オリエンテーション内容を明示している。個人情報保護については、学校が誓約書を準備している。オリエンテーション時に「ボランティア活動・実習時の留意点」を配付し留意事項等を説明している。養成校の実習プログラムを参考にしながら、施設で職種に応じて、保育士用実習プログラム、社会福祉士用実習プログラムを用意し、実習生の希望・意向等を取り入れて実習を実施している。実習生受け入れ時に職員会議でマニュアルの読み合わせを行い、マニュアルの理解・周知を図っている。養成校との事前打ち合わせ、巡回指導教員との実習進捗確認、振り返り等を通して連携を図っている。実習後「評価表」を作成し、学校に送付している。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 ☐ ホームページ等の活用により、法人、施設の理念や基本方針、養育・支援の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。 ☐ 施設における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公開している。 ☐ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公開している。 ☐ 法人、施設の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人、施設の存在意義や役割を明確にするように努めている。 ☐ 地域へ向けて、理念や基本方針、施設で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	b ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】 ホームページを活用し、法人の基本理念・基本方針、養育・支援の内容、法人・施設の事業計画・事業報告、予算・決算情報を公開している。第三者評価受審結果はフムネットに公表している。苦情相談体制「桜谷福祉会苦情解決フローチャート」を施設内に掲示し、苦情や要望の内容・対応について、ホームページで改善・対応の状況について公表する仕組みがある。ホームページの活用とともに、施設見学や子育て家庭ショートステイ受け入れ時に理念や養育・支援内容等を説明している。広報誌「さくらだより」を、小中学校・公民館等に設置し、法人機関誌を地域に配布し、法人・施設の取り組みや活動等を地域に向けて発信している。ホームページはリニューアル中であるが、苦情の内容にもとづく改善・対応の状況について、ホームページのタイムリーな更新等により、公表することが望まれる。		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。 ☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。 ☐ 施設(法人)における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。 ☐ 施設(法人)の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。 ☐ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	a ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】 法人として経理規定等を整備するとともに、施設における経理管理・財務管理に関する権限・責任を職務分担表で施設長と明確にしている。職務分担表は事業計画に綴じて事業計画説明会で配付し、周知を図っている。年1回、他事業所代表者・法人担当者等による内部監査と、年2回監事監査を実施している。毎月、「小口現金出納帳」について、法人のチェックを受け、監事監査時には小口預り金等の適正性監査を受けている。内部監査時に課題・指摘事項等があれば、職員会議で共有し改善に取り組んでいる。児童福祉施設運営会議に外部専門家(会計顧問)が参加しており、助言等を得る体制がある。また、必要に応じて弁護士・社会保険労務士等外部の専門家に相談や助言を得られる体制がある。会計監査法人による定期的な監査支援を実施し、指摘事項があれば、理事会で共有し経営・運営改善を実施する仕組みがある。		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。 ☐ 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。 ☐ 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。 ☐ 施設や子どもへの理解を得るために、地域の人々に向けた日常的なコミュニケーションを心がけている。 ☐ 子どもの買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の子どものニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。 (児童養護施設) ☐ 学校の友人等が施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。	a ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

【コメント】		
法人基本理念に、地域との関わり方についての基本的な考え方（地域との共生）を明示し、具体的取り組み内容を「経営5ヶ年計画」・「事業計画」等に文書化している。こどもが、ウォークラリー・グランドゴルフ・秋祭り等地域行事やスポーツ少年団活動（剣道）等に参加する際は、職員が同行し参加を支援している。職員は自治会・子供会・スポーツ少年団活動や、地域・学校行事への参加を通じて日常的なコミュニケーションを心がけ、施設や子どもへの理解を得よう努めている。買い物、通院、美容院、理髪店、図書館、市民体育館（スイミング）等日常的な活動についても地域における社会資源を利用するよう推奨している。門限は設けているが学校の友人等の来園を歓迎し、遊び用具・場所の提供等施設へ遊びに来やすい環境づくりを行っている。		

②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
	□ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	○
	□地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化して取り組んでいる。	○
	□ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	○
	□ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○

【コメント】		
音楽・絵本の読み聞かせ・学習・遊び・里親・スポーツ・お菓子作り等多様なボランティアを受け入れ、大学生の福祉体験の受け入れ等、学校教育への協力に取り組んでいる。「ボランティア受け入れマニュアル」を整備し、基本姿勢、注意事項・学校教育への協力についての基本姿勢等を明文化している。ボランティアには事前のオリエンテーションの中で「ボランティア活動・実習時の留意点」に沿って、注意喚起し誓約書を交わしている。		

(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
	□当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもの状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
	□職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○
	□関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
	□地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○
	□地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子どものアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。	○

【コメント】		
「さくらこども学園関係機関連絡先（子ども家庭センター・学校・市県施設・学習塾・病院・理髪・ボランティア・タクシー会社・自転車店等）」を作成し、各棟への掲示で共有している。県養協施設長会、特別支援学校・小学校連絡会等との定期的な連絡会に参加している。幼稚園・中学校とは必要に応じて連絡会を実施している。給食施設連絡協議会に加入し、災害時における食事の提供等課題を共有し、研修・訓練を通じて協働して解決に向け取り組んでいる。		

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
	□施設（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○
	(社会的養護共通) □施設のもつ機能を地域へ還元したり、地域の関係機関・団体との連携等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。	○
	(5種別共通) □地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。	○

【コメント】		
「子育てサロン」や、法人の「地域貢献推進委員会」活動、学校園のPTA活動への参加等を通じて、ショートステイ事業等地域の福祉ニーズの把握に努めている。「子育てサロン」時の、心理士・看護師・保育士等による相談事業を通じて、多様な相談に対応している。		
②	27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。 ☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。 ☐ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。 ☐ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。 ☐ 施設（法人）が有する養育・支援に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。 ☐ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	a ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】		
幼児棟を開放し、就園前の親子を対象に「子育てサロン」を、里親希望ボランティアに「里親・ファミリーホーム推進」活動を実施し地域貢献に努めている。年数回、子どもと共に公園等の清掃活動を実施している。近隣の市町・学校等と連携を図り、ショートステイ事業（子育て家庭ショートステイ）を事業計画に明示し実施している。地域の夏祭り・秋祭り等への協賛・参画等、地域コミュニティの活性化に協力している。子育てサロンの開催や、保育士・心理士・看護師・栄養士等が多様な相談活動を実施している。AEDを設置してステッカーを掲示するとともにAED用 TENT を準備し、職員が消防署での「AED研修」を受講し、災害時の地域住民の安全・安心のための支援に役立つよう備えている。		

Ⅲ 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。 ☐ 理念や基本方針に、子どもを尊重した養育・支援の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ☐ 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ☐ 子どもを尊重した養育・支援の実施に関する基本姿勢が、個々の支援の標準的な実施方法等に反映されている。 ☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、施設で勉強会・研修を実施している。 ☐ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	a ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
【コメント】		
こどもを尊重した支援の実施について、基本理念・運営方針・子育ての理念に明示し、毎年事業計画説明会で研修を行っている。「児童養護施設運営指針」「児童養護施設倫理綱領」についても、施設内研修で理解を深めている。標準的な実施方法である「基本支援マニュアル」の配慮事項等に明記し、実践に反映している。施設内研修計画に、子どもの尊重や基本的人権への配慮についての各種研修を位置づけて実施している。「人権擁護のためのチェックリスト」を年3回実施し、職員個々が振り返りを行うとともに、権利擁護委員会が集計し、研修に反映する等必要な対応を行っている。毎月の子どもへの聞き取り調査も状況把握の機会とし、権利擁護委員会で検討している。		

②	29 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a
	☐ 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	☐
	☐ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した養育・支援が実施されている。	☐
	☐ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	☐
	☐ 子どもや保護者等にプライバシー保護に関する取組を周知している。	☐

【コメント】

「プライバシーに関するマニュアル」を作成し、施設内研修でマニュアル研修を実施している。各種会議・研修で振り返る機会を設け、実践に取り組んでいる。小学生以上の子どもには個室を用意し、脱衣室に鍵を設置する等、子どものプライバシーを守れるよう設備の整備を行っている。子どもには、「あなたの未来をひらくノート」や全体集会で権利擁護の取り組みを説明している。保護者には、入所時や面接時に「さくらこども学園ってどんなところ？」等を基に説明をしている。

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	☐ 理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料を準備している。	☐
	☐ 施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容になっている。	☐
	☐ 施設に入所予定の子どもや保護者等については、個別に丁寧な説明を実施している。	☐
	☐ 見学等の希望に対応している。	☐
	☐ 子どもや保護者等に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	☐

【コメント】

理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を、ホームページ・「さくらこども学園ってどんなところ？」（パンフレット）・法人の広報誌で紹介している。それら施設を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・イラストの使用等でわかりやすい内容になっている。「家庭支援マニュアル」に基づいて、入所前の支援を行っている。子どもへの事前面接を実施し、パンフレットをもとに説明している。保護者には、こども家庭センターが同様のパンフレットをもとに説明を行い、施設が事前面談する際にも再度説明している。保護者から見学の希望があれば対応し、個別に丁寧な説明に努めている。資料の内容は担当のサービス評価委員会が毎年検証し、必要時に変更している。

②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
	☐ 子どもや保護者等が自らの状況を可能な限り認識し、施設が行う養育・支援についてできるだけ主体的に選択できるよう、よりわかりやすくなるような工夫や配慮をして説明している。	☐
	☐ 養育・支援の開始・過程における養育・支援の内容に関する説明と同意にあたっては、子どもや保護者等の自己決定を尊重している。	☐
	☐ 養育・支援の開始・過程においては、子どもや保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	☐
	☐ 意思決定が困難な子どもや保護者等への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	☐

【コメント】

「家庭支援マニュアル」に基づいて入所時の支援を行っている。子どもや保護者等の自己決定を尊重できるよう、家庭支援センターと連携している。保護者には、「さくらこども学園ってどんなところ？」「保護者の皆様へのお願い」や関係書類をもとに、わかりやすい説明に努め、必要文書については同意欄を設け文書で同意を得ている。子どもには、「さくらこども学園ってどんなところ？」「さくらこども学園での生活について」等をもとに、年齢に応じたわかりやすい説明に努め、理解が不十分だと感じ場合は、入所後も繰り返し伝えるようにしている。意思決定が困難な子どもや保護者に関しても、家庭支援マニュアルに沿い、基本理念についての入所時説明資料を中国語版・ひらがな版・ひらがなのフリガナ付き版を作成する等、個別の配慮を行い、適正な説明・運用ができるよう努めている。

③	32 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	□養育・支援の内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。	○
	□他の施設や地域・家庭への移行にあたり、養育・支援の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	○
	□施設を退所した後も、施設として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。	○
	□施設を退所した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。	○

【コメント】

「家庭支援マニュアル」に基づいて退所時の支援を行っている。他施設や里親への移行の際は、「引継ぎ文書」を作成し、医療的配慮が必要な場合は看護師が「情報共有シート」も作成している。家庭引き取りの際は、学校等の関係機関と情報共有できる場を設け、丁寧な引継ぎに努めている。退所後支援は、家庭支援専門相談員と担当職員が中心に行い、退所日には「退所後について」という文書を渡し、退所後の支援や相談窓口について説明している。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者
評価結果

①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
	□子どもの満足に関する調査が定期的に行われている。	○
	□子どもへの個別の相談面接や聴取等が、子どもの満足を把握する目的で定期的に行われている。	○
	□職員等が、子どもの満足を把握する目的で、子ども会等に出席している。	○
	□子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、子ども参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	○
	□分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○

【コメント】

毎月聞き取り調査を行っている。職員は各棟で行われる「話そう会」に出席している。聴き取り調査に関する総合的な担当部署を権利擁護委員会としている。調査結果については、各棟会議・権利擁護委員会、職員会議で改善に向けた検討を行い、議事録回覧で周知・共有を図っている。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
	□養育・支援の実施等から生じた苦情に適切に対応することは責務であることを理解し、苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)が整備されている。	○
	□苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を子どもや保護者等に配布し説明している。	○
	□苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、子どもや保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
	□苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。	○
	□苦情内容に関する検討内容や対応策、解決結果等については、子どもや保護者等に必ずフィードバックするとともに、苦情を申し出た子どもや保護者等のプライバシーに配慮したうえで、公開している。	○
	□苦情相談内容にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。	○

【コメント】		
苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を設置し、苦情解決の体制を整備している。法人苦情解決規程を整備し、「苦情解決フローチャート」により苦情解決の仕組みを分かりやすく示している。「苦情解決フローチャート」「運営規程」に苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を明示して掲示し、保護者には「保護者の皆様へのお願い」を配付し説明している。子どもには、「あなたの未来をひらくノート」「さくらこども学園で生活するあなたへ」で説明している。意見箱の設置・毎月の聞き取り調査等で、苦情を申し出しやすい工夫を行っている。事例があれば、「苦情受付簿」に記録する書式がある。苦情について事業報告に記載し、ホームページで公表している。苦情があった場合は、棟会議・棟管理者会議・職員会議で改善・向上につなげる仕組みがある。		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。 ☐ 子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 ☐ 子どもや保護者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 ☐ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	a ○ ○ ○
【コメント】		
「さくらこども学園で生活するあなたへ」を掲示し、「あなたの未来をひらくノート」により相談や意見がある時の手段や方法が複数あることを伝えている。「さくらこども学園で生活するあなたへ」を掲示し、全体集会でも伝えている。相談意見を述べやすいスペースとして管理棟2階応接室、親子訓練室、心理治療室などを確保し、子どもの思いに配慮できるよう取り組んでいる。		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。 ☐ 職員は、日々の養育・支援の実施において、子どもが相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 ☐ 意見箱の設置、アンケートの実施等、子どもの意見を積極的に把握する取組を行っている。 ☐ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 ☐ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 ☐ 意見等にもとづき、養育・支援の質の向上に関わる取組が行われている。 ☐ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	a ○ ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】		
「こどもから相談を受けた場合の手順について」のマニュアルを作成し、全職員に配付している。マニュアル検証・見直しは、担当のサービス評価委員会が年に1回実施している。検討に時間がかかる場合の対応もマニュアルに明示している。意見箱の設置・毎月の聞き取り調査等で、子どもの意見を積極的に把握する工夫を行っている。子どもからの要望・意見・相談はケース記録に記録し、棟会議や権利擁護委員会で検証を行い、議事録の供覧で共有し、養育・支援の質向上に取り組んでいる。外部からの意見・要望は「要望・相談受付表」に内容・対応を記録している。		
(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者 評価結果
①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。 ☐ リスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネジャーの選任・配置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ☐ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順(マニュアル)等を明確にし、職員に周知している。 ☐ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ☐ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ☐ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ☐ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	a ○ ○ ○ ○ ○ ○

【コメント】 リスクマネジメントの責任者を施設長とし、「衛生環境委員会」を設置し安全管理体制を整備している。「事故防止発生時マニュアル」を作成し、項目ごとに予防策と発生時対応をわかりやすく記載している。事故・ヒヤリハット事例は「事故報告書」「ヒヤリハット報告」に記載し、ケース記録で迅速に共有後、「衛生環境委員会」でヒヤリハット・事故事例について共有・検討を行い、事故防止策の実効性についての評価・見直しも行っている。委員会の内容は職員会議と議事録の供覧により職員に周知・共有し、再発防止に取り組んでいる。施設内研修で、看護師が、事故防止・発生時対応、やけど・熱中症・アレルギー等について研修を行っている。子どもにも、「健康教育」として、年齢に応じたわかりやすい方法を工夫し、楽しく学ぶ機会を設けている。		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。 ☐ 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。 ☐ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し職員に周知徹底するとともに、定期的に見直している。 ☐ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。 ☐ 感染症の予防策が適切に講じられている。 ☐ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。	a ○ ○ ○ ○ ○
【コメント】 感染症対策の責任者を施設長とし、「衛生環境委員会」を設置し感染症に関する管理体制を整備している。「感染症対策マニュアル」を整備し、衛生環境委員会で年に1回検証・見直しを行い、変更部分を中心に看護師がマニュアル研修を行っている。日常の感染症の予防策、発生時対応策は、看護師の指示の下、「感染症対策マニュアル」に沿って行っている。施設内研修で、看護師が、「感染症対策」「冬に流行する感染症について」研修を行い、各ユニットに吐物処理対応セットを設置し、研修も行っている。子どもにも、「健康教育」として年齢に応じたわかりやすい方法を工夫し、手洗い・咳エチケット等基本的な生活習慣を楽しく学ぶ機会を設けている。		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。 ☐ 災害時の対応体制が決められている。 ☐ 立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援を継続するために「事業継続計画」(BCP)を定め、必要な対策・訓練等を行っている。 ☐ 子ども及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。 ☐ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	a ○ ○ ○ ○
【コメント】 「災害時マニュアル」を作成し、火災・洪水・大雨・地震発生時の対応、BCP（事業継続計画）を明示している。年間訓練計画を作成し、様々な状況を想定した訓練を毎月実施している。実施後は、「実施報告書」を作成して供覧し、実施状況・反省・総括を職員間で周知・共有している。地域の防災訓練にも参加し、地域との協力関係を築いている。保護者・児童の連絡先一覧、職員の緊急連絡網を作成し、安否確認を行うこととし、避難時の集合場所も決め子どもにも伝えている。備蓄品リストをもとに、備蓄を整備し、栄養士が管理している。		

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。 ☐ 標準的な実施方法が適切に文書化されている。 ☐ 標準的な実施方法には、子どもの尊重や権利擁護とともにプライバシーの保護に関わる姿勢が明示されている。 ☐ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。 ☐ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	a ○ ○ ○ ○

【コメント】																	
養育・支援について標準的な実施方法を、基本支援マニュアル（デイリープログラム・起床・就寝・衣食住・学習・プライバシー等）文書化している。基本支援マニュアルの各項目・「プライバシーに関するマニュアル」に、子どもの尊重や権利擁護、プライバシーに関しても明示している。入職時研修でチューターがマニュアルに沿って指導・「振り返りシート」で確認する仕組みがある。基本支援マニュアルは全職員が所持し、内容変更時等適宜職員研修でマニュアル研修を行い、実施状況の確認を行っている。																	
<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">②</td> <td>41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>☐ 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</td> <td>☐</td> </tr> </table>			②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	☐	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	☐	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	☐	☐ 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	☐				
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a															
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が施設で定められている。	☐															
	☐ 養育・支援の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。	☐															
	☐ 検証・見直しにあたり、自立支援計画の内容が必要に応じて反映されている。	☐															
	☐ 検証・見直しにあたり、職員や子ども等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	☐															
【コメント】																	
サービス評価委員会の各委員が担当し、年に1回検証・見直しを行い、マニュアル履歴に記録する事が定められている。変更があった場合は、全職員が所持しているマニュアルファイルの差し替えを行い、職員研修のマニュアル研修で周知を図っている。担当の各委員は、各棟会議や各委員会で職員の意見を集約しマニュアルの検証・見直しに反映している。																	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。																	
<table border="1"> <tr> <td rowspan="7">①</td> <td>42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。</td> <td>☐</td> </tr> </table>			①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	☐	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	☐	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	☐	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	☐	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	☐	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	☐
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a															
	☐ 自立支援計画策定の責任者を設置している。	☐															
	☐ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。	☐															
	☐ 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては施設以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。	☐															
	☐ 自立支援計画には、子ども一人ひとりの具体的なニーズ、具体的な養育・支援の内容等が明示されている。	☐															
	☐ 自立支援計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、子どもの意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。	☐															
	☐ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な養育・支援が行われている。	☐															
【コメント】																	
自立支援計画作成の手順は、「自立支援計画作成フローチャート」に明示している。自立支援計画策定の責任者は施設長としている。「年間アセスメントシート」をもとに、部門を横断した職員（心理士・看護師・家庭支援専門員・施設長・養護課長・副施設長等）が参加してケースカンファレンスを行い、アセスメントと自立支援計画の協議・作成を行っている。子どもの意向は「進路希望調書」に記載し、個々のニーズは「自立支援計画表」の「支援上の課題」に明示している。支援困難ケースへの対応については、ケースカンファレンスで検討するとともに、スーパーバイザーによる指導・助言も受け、積極的かつ適切な養育・支援につなげている。* スーパーバイザーの指導・助言については、記録に残すことが望まれる。																	

②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
	☐ 自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。	☐
	☐ 自立支援計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、子どもの意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。	☐
	☐ 見直しによって変更した自立支援計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。	☐
	☐ 自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。	☐
	☐ 自立支援計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、養育・支援を十分に実施できていない内容(ニーズ)等、養育・支援の質の向上に関わる課題等が明確にされている。	☐

【コメント】

「自立支援計画経過観察記録」をもとに3か月に1回自立支援計画の評価を行い、自立支援計画どおりに養育・支援が行われていることを確認している。自立支援計画の評価・見直しの手順を「自立支援計画作成フローチャート」に明示し、フローチャートに沿って実施している。見直しによって変更した自立支援計画の内容を、ケースカンファレンスの議事録供覧と共有システムで周知している。自立支援計画を緊急に変更する場合は、毎月の棟会議や、適宜開催するケースカンファレンスで検討し変更している。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
	☐ 子どもの身体状況や生活状況等を、施設が定めた統一した様式によって把握し記録している。	☐
	☐ 自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを記録により確認することができる。	☐
	☐ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	☐
	☐ 施設における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	☐
	☐ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	☐
	☐ パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの回覧等を実施して、施設内で情報を共有する仕組みが整備されている。	☐

【コメント】

子どもの心身状況・生活状況は、ケース記録・健康調査票・身体測定表・受診歴・ケース記録等によって把握し、記録している。自立支援計画にもとづく養育・支援が実施されていることを、ケース記録・自立支援計画経過観察記録により確認している。「記録の書き方」についての職員研修を行い、必要時には個別に指導している。日々の共有は、主に、朝礼とパソコンの共有フォルダーの各棟の「共有事項」ファイルで行っている。職員会議・棟管理者会議・男子棟会議・女子棟会議・幼児棟会議・ケースカンファレンス、また、各種委員会(幹部会議、権利擁護・広報・衛生環境・食事・サービス評価・研修・衛生推進)を定期的に開催し、情報共有を行っている。パソコンの共有ファイルを利用し、各会議・委員会の議事録は供覧し確認印で周知を確認している。

②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
	☐ 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	☐
	☐ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	☐
	☐ 記録管理の責任者が設置されている。	☐
	☐ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	☐
	☐ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	☐
	☐ 個人情報の取扱いについて、子どもや保護者等に説明している。	☐

【コメント】 個人情報保護について、法人は「個人情報保護規程」「特定個人情報保護規程」「文書管理規定」を、施設は「個人情報保護に関するマニュアル」「帳簿などの保存年限」を整備している。職員には入社時研修で説明し、守秘義務についての誓約を行い、職員研修でも「個人情報保護に関するマニュアル研修」を実施している。保護者には、入所時・事前面接時説明して意向確認し、「入所児記録表」の「個人情報の管理（名前・写真）」欄に記録している。子どもには、「みらいをひらくノート」で説明している。

内容評価基準（24項目）

A－1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護		第三者 評価結果
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
	☐ 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
	☐ 子どもの権利擁護に関する取組が周知され、規程・マニュアル等にもとづいた養育・支援が実施されている。	○
	☐ 権利擁護に関する取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。	○
	☐ 権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。	○
	☐ 子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	○

【コメント】 子どもの権利擁護について、こどもの権利擁護に関する各種マニュアルや「運営規程」を整備している。施設内研修で権利擁護に関する各種研修を複数回行い、「人権擁護のためのチェックリスト」による自己点検を年3回実施し、職員の理解を深められるよう取り組んでいる。棟会議や権利擁護委員会を定期的の実施し、権利擁護に関する取り組みについて職員が検討する機会を設けている。子どもに対する毎月の聞き取り調査・話そう会の実施、意見箱の設置等、権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取り組みを行っている。子どもの思想・信教の自由については保障しており、子どもにも「あなたの未来をひらくノート」で説明している。

(2) 権利について理解を促す取組		
①	A2 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a
	☐ 権利についての理解を深めるよう、年齢に配慮した説明を工夫し、日常生活を通して支援している。	○
	☐ 子どもの年齢や状態に応じて、権利についての理解を深めるよう、権利ノートやそれに代わる資料等を使用して、生活の中で保障されるさまざまな権利についてわかりやすく説明している。	○
	☐ 職員間で子どもの権利に関する学習機会を持っている。	○
	☐ 子ども一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、自分を傷つけたりおとしめたりしてはならないこと、また、他人を傷つけたり脅かししたりしてはならないことが、日々の養育の中で伝わっている。	○
	☐ 年下の子どもや障がいのある子どもなど、弱い立場にある子どもに対して、思いやりの心をもって接するように支援している。	○

【コメント】 入所時に、「あなたの未来をひらくノート」を用いて権利について理解を深められるよう説明している。低年齢用・高年齢用の「あなたの未来をひらくノート」により、年齢に応じた説明を行っている。年度初めの全体集会・子どもも大人も守るグラドルール・各ユニットのユニット目標・話そう会等を通して、権利についての理解を深めるよう取り組んでいる。施設内研修で権利擁護に関する各種研修を複数回実施している。自分も他人も大切な存在であり、傷つけたりしてはいけないことは、日々の養護や聞き取り調査・話そう会等で伝えられるよう努めている。また、心理士や看護師が個別に関わり、対応する事例もある。年下の子どもや障がいのある子ども等、弱い立場にある子どもに対して思いやりの心をもって接するよう、各ユニットを異年齢に構成し、定期的に全児童参加する「食堂ごはん」や避難訓練の日を設け、ユニットを超えた交流、異年齢の交流ができる機会を設けている。また、職員がモデルとなって伝えられるよう努めている。

(3) 生い立ちを振り返る取組

①	A3 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	a
	☐ 子どもの発達状況等に応じて、適切に事実を伝えようと努めている。	☐
	☐ 事実を伝える場合には、個別の事情に応じて慎重に対応している。	☐
	☐ 伝え方や内容などについて職員会議等で確認し、職員間で共有している。	☐
	☐ 事実を伝えた後、子どもの変容などを十分把握するとともに、適切なフォローを行っている。	☐
	☐ 子ども一人ひとりに成長の記録(アルバム等)が用意され、空白が生じないように写真等の記録の収集・整理に努めている。	☐
	☐ 成長の過程を必要に応じて職員と一緒に振り返り、子どもの生い立ちの整理に繋がっている。	☐

【コメント】

現在は、職員と一緒に生い立ちを振り返る取り組みを行っている事例はない。事例があれば、子どもの発達状況・個別の事情に配慮して、職員会議や棟会議で伝え方を検討・共有し、伝えた後のフォローを行う仕組みがある。施設への入所理由については、子どもの知りたいという気持ちを尊重しながら、年齢・発達状況・個別の事情を考慮し、保護者の意向も踏まえ、伝える内容や方法は子ども家庭センターと情報交換しながら慎重に対応している。子どもの成長記録については、学期ごとに写真を現像しアルバムを作成して、子どもが見たい時にいつでも見られるよう生活の場に設置している。アルバムに職員と子どもと一緒にコメントを記入し、一緒に振り返り整理する機会になっている。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	☐ 体罰や不適切なかかわり(暴力、人格的辱め、心理的虐待など)があった場合を想定して、施設長が職員・子ども双方にその原因や体罰等の内容・程度等、事実確認をすることや、「就業規則」等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みがづくられている。	☐
	☐ 不適切なかかわりの防止について、会議等で具体的な例を示すなどして職員に徹底し、行われていないことを確認している。また、不適切なかかわりを発見した場合は、記録し、必ず施設長に報告することが明文化されている。	☐
	☐ 子どもが自分自身を守るための知識、具体的方法について学習する機会を設けており、不適切なかかわりの具体的な例を示して、子どもに周知し、子ども自らが訴えることができるようにしている。	☐
	☐ 被措置児童等虐待が疑われる事案が生じたときに、施設内で検証し、第三者の意見を聞くなどの迅速かつ誠実な対応をするための体制整備ができており、被措置児童等虐待の届出・通告があった場合には、届出者・通告者が不利益を受けることのない仕組みが整備・徹底されている。	☐
	☐ 被措置児童等虐待の届出・通告制度について説明した資料を子ども等に配布、説明している。また、掲示物を掲示するなどして、子どもが自ら訴えることができるようにしている。	☐

【コメント】

子どもに対する不適切なかかわりについて「施設内における不適切な関わりへのフローチャート」を作成し、発見した場合はフローチャートに沿って対応し、施設長に報告することも明文化している。職員の懲戒については、「就業規則」に基づいて厳正に処分を行う仕組みがある。毎年「人権チェックリスト」による振り返りを行い、施設内研修に複数回取り入れ、不適切なかかわりについて確認と防止を図っている。子どもに対しては「あなたの未来をひらくノート」を配付して不適切な関わりについて説明し、全体集会でも説明している。クリスマス会では、ロールプレイでわかりやすく伝える機会を設けた。毎月の「聞き取り調査」の中で不適切な関わりに関する事案がなかったかを確認し、年に1回施設長による聞き取りも行っている。子どもの年齢や発達に応じた性教育「明日への一歩」を行い、正しく理解できるように取り組んでいる。食堂や各ユニットに「さくらこども学園で生活するあなたへ」を掲示し、子ども自らが訴えられるように外部の相談機関を明示している。

(5) 支援の継続性とアフターケア

①	A5 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
	☐ 子どもの生活の連続性に関して、施設全体でその重要性を理解し、入所や退所に伴う不安を理解し受け止めるとともに、子どもの不安を軽減できるように配慮している。	○
	☐ 入所した時、温かく迎えることができるよう、受け入れの準備をしている。	○
	☐ 子どもがそれまでの生活で築いてきた人間関係などを、可能な限り持続できるように配慮している。	○
	☐ 家庭復帰や施設変更にあたり、子どもが継続して安定した生活を送ることができるよう、支援を行っている。	○

【コメント】

「家庭支援マニュアル」をもとに関係機関と連携し、入所・退所時の支援を行っている。入所前に子どもと面接を行い、パンフレット「さくらこども学園ってどんなところ？」を使い、施設や入所後の生活を具体的にわかりやすく説明し不安の軽減に努めている。状況に応じて、施設見学や宿泊の体験にも対応している。入所時には、事前面接を行った家庭支援専門相談員と担当職員が迎え入れるよう配慮している。入所前の学校との連絡も可能な限り行い、先生からの手紙・面会を受け入れ、友人からの手紙は先生やセンター経由で受け取り、それまでの人間関係が継続できるように配慮している。家庭復帰や施設変更の際は、転入先の学校や市の担当者等と必要に応じて協議・情報共有・退所後の役割分担を行い、安定した生活が送れるよう支援している。

②	A6 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
	☐ 子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。	○
	☐ 退所後も施設に相談できる窓口(担当者)があり、支援をしていくことを伝えている。	○
	☐ 退所者の状況の把握に努め、記録が整備されている。	○
	☐ 行政機関や福祉機関、あるいは民間団体等と連携を図りながらアフターケアを行っている。	○
	☐ 本人からの連絡だけでなく、就労先、アパート等の居住先からの連絡、警察等からのトラブル発生の連絡などにも対応している。	○
	☐ 退所者が集まれる機会や、退所者と職員・入所している子どもとが交流する機会を設けている。	○

【コメント】

「進路希望調査」等で子どものニーズを把握し、退所後の生活に向けてリービングケアの支援を行っている。退所後の生活の手引きに活用できる「退所後について」の冊子を作成し、退所時に手渡している。退所時に「退所後について」の書面を渡し、退所後の支援・相談窓口について伝えている。退所者の状況は、「退所者一覧」の備考欄に記録している。アフターケアについては、年度別の「アフターケア記録」と、個人別の「退所後支援記録」に記録し、関係機関との連携や就労先等からの連絡対応についても記録している。お盆行事などの施設行事の際に退所者が来訪し、退所者と職員・入所している子どもとが交流できる機会を設けている。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本

第三者
評価結果

①	A7 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
	☐ 職員はさまざまな知見や経験によって培われた感性に基づいて子どもを理解し、受容的・支持的な態度で寄り添い、子どもと共に課題に向き合っている。	○
	☐ 子どもの生育歴を知り、そのときどきで子どもの心に何が起こっていたのかを理解している。	○
	☐ 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、被虐待体験や分離体験などに伴う苦痛・いかり、見捨てられ感も含めて、子どもの心に何が起こっているのかを理解しようとしている。	○
	☐ 子どもに行動上の問題等があった場合、単にその行為を取り上げて叱責するのではなく、背景にある心理的課題の把握に努めている。	○
	☐ 子どもたちに職員への信頼が芽生えていることが、利用者アンケートを通じて感じられる。	○

【コメント】

「基本支援マニュアル」をもとに、生活場面での子どもとの関わり方の留意点について職員間で共有し、受容的・支持的な態度で子どもと課題に向き合えるよう取り組んでいる。入所時の児童相談所からの情報を職員間で共有し子どもの成育歴を把握し、施設でも入所までの流れを「入所に至る経過」に個別にまとめて共有している。子どもの行動上の課題だけでなくその背景にある心情を、ケースカンファレンス・棟会議・職員会議で様々な視点から検討している。施設内の心理療法も活用し、こどもの心理的課題の把握に努めている。支援の経過は、ケース記録に記録している。

②

A8 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。

a

☐ 子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。

☐

☐ 基本的欲求の充足において、子どもと職員との関係性を重視している。

☐

☐ 生活の決まりは、秩序ある生活の範囲内で子どもの意思を尊重した柔軟なものとなっている。

☐

☐ 子どもにとって身近な職員が一定の裁量権を有し、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応できる体制となっている。

☐

☐ 基本的な信頼関係を構築するために職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。

☐

☐ 夜目覚めたとき大人の存在が感じられるなど安心感に配慮している。

☐

【コメント】

月1回子ども全員に「聞き取り調査」を行い、子ども一人ひとりの基本的欲求を満たすよう努めている。子どもに担当職員を設け、棟ごとに職員を固定し、子どもと職員との関係性を重視している。基本的な一日の流れは「デイリープログラム」に沿って行われているが、子どもの意思を尊重して個別のタイムスケジュールを作成し柔軟に対応している。ユニット職員に裁量権があり、個々の子どもの状況に応じて柔軟に対応し、「話そう会」で決められた事等も各ユニットに応じた対応を行っている。個別の目標を子どもと職員で設定し「がんばり表」を用いて日々振り返る機会を設けたり、個別の外出行事を行う等、職員と子どもが個別的に触れ合う時間を確保している。宿直者が定期的に見回っていることを日々伝えたり、幼児は一緒に寝ることで、夜間の安心感を与えられるよう配慮している。

③

A9 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。

a

☐ 快適な生活に向けての取組を職員と子どもが共に考え、自分たちで生活をつくっているという実感を持たせるとともに、施設の運営に反映させている。

☐

☐ 子どもが自分たちの生活における問題や課題について主体的に検討する機会を日常的に確保している。

☐

☐ 子どもがやらなければならないことや当然できることについては、子ども自身が行うように見守ったり、働きかけたりしている。

☐

☐ 子どもを見守りながら状況を的確に把握し、賞賛、励まし、感謝、指示、注意等の声かけを適切に行っている。

☐

☐ つまずきや失敗の体験を大切にし、主体的に問題を解決していくよう支援し、必要に応じてフォローしている。

☐

【コメント】

子どもと職員の意見を集約して「グランドルール」「年間目標」を設定し、全体集会で「大人も子どもも守る」ことを共有し、快適な生活に向けた取り組みは職員と子どもが共に考え、自分たちで作っていくという実感が持てるよう取り組んでいる。生活における問題や課題について「話そう会」を随時開催し、主体的に検討する機会を確保している。施設の「子育ての理念」をもとに子どもの自立を目標に支援し、見守ったり、働きかけたりしている。子どもの状況を的確に把握して適切な声かけに努め、「ほめほめカード」や「がんばり表」を賞賛・励まし・動機づけ等に活用している。子どもの課題や支援方法については棟会議や職員会議等で検討して共通理解を図り、経過を「ケース記録」に記録している。

④	A10 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
	☐ 施設内での養育が、年齢や発達の状況、課題等に応じたプログラムの下、実施されている。	☐
	☐ 日常生活の中で、子どもたちの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限りニーズに応えている。	☐
	☐ 幼児から高校生まで、年齢段階に応じた図書などの文化財、玩具・遊具が用意、利用されている。	☐
	☐ 学校や地域にある子どもたちの学びや遊びに関する情報を把握し、必要な情報交換ができています。	☐
	☐ 子どものニーズに応えられない場合、子どもがきちんと納得できる説明がされている。	☐
	☐ 幼稚園等に通わせている。	☐
	☐ 子どもの学びや遊びを保障するための、資源（専門機関やボランティア等）が十分に活用されている。	☐

【コメント】

施設内での養育を、年齢・発達の状況・課題等に応じた「自立支援計画」をもとに実施している。日常生活や「聞き取り調査」「話そう会」の中で、子どもの学びや遊びに関するニーズを把握し、可能な限り応えられるよう取り組んでいる。ニーズに応えられない場合は、個別や「話そう会」で納得できる説明に努めている。各ユニットに年齢段階に応じた図書（絵本・漫画・雑誌・小説・図鑑・辞書等）、玩具（ままごと・ブロック・折り紙、パズル等）、遊具（ボール・一輪車・縄跳び・鉄棒等）が用意・利用されている。子どもの学びや遊びに関する学校や地域の情報は、小学校との毎週1回の連絡会で把握し情報交換している。4歳から幼稚園に就園している。定期的にボランティア団体の来園があり、学習支援や遊びの支援を行っている。

⑤	A11 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
	☐ 子どもが社会生活をいとなむ上で必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援している。	☐
	☐ 子どもと職員が十分な話し合いのもとに「しなければならないこと」と「してはならないこと」を理解し、生活するうえでの規範等守るべき決まりや約束を一緒に考え作っていくようにしている。	☐
	☐ 地域社会への積極的参加を図る等、社会性を習得する機会を設けている。	☐
	☐ 発達の状況に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理できるよう支援している。	☐
	☐ 発達の状況に応じて、電話の対応、ネットやSNSに関する知識などが身につくように支援している。	☐

【コメント】

自立支援計画に沿って、子どもが社会生活を営む上で必要な知識や技術を習得できるよう支援している。子どもと職員の十分な話し合いのもとに、施設目標・グランドルール・ユニット目標・ユニットルールを一緒に考え作っていくようにしている。地域行事に積極的に参加し、また、小学生はスイミング・剣道・習字・ピアノ・ダンスを習う等、社会性を習得する機会を設けている。看護師が発達の状況に応じた健康教育を行い、身体の健康について自己管理できるよう支援している。毎月の聞き取り調査の中で、担当職員と携帯電話の使用方法や使用状況を確認し適正に使用できるよう支援している。

(2) 食生活

①	A12 おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
	☐ 楽しい雰囲気ですぐに食事ができるように、年齢や個人差に応じて食事時間に配慮している。	☐
	☐ 食事時間が他の子どもと違う場合にも、温かいものは温かく、冷たいものは冷たくという食事の適温提供に配慮している。	☐
	☐ 食事場所は明るく楽しい雰囲気、常に清潔が保たれたもとで、職員と子ども、そして子ども同士のコミュニケーションの場として機能するよう工夫している。	☐
	☐ 定期的に残食の状況や子どもの嗜好を把握するための取組がなされ、それが献立に反映されている。	☐
	☐ 基礎的な調理技術を習得できるよう、食事やおやつをつくる機会を設けている。	☐

【コメント】

食事の基本時間は設定しているが、年齢や生活リズムに応じて食事時間に配慮している。食事時間が違う場合も、冷たいものは冷蔵保管し、温かいものは電子レンジ等を活用して温め、ご飯は直前に盛り付ける等、適温提供に配慮している。各ユニットは明るく清潔な環境整備に努め、毎食前後にテーブルを拭き・消毒を行っている。一緒に食事することで、職員と子ども、子ども同士のコミュニケーションの場となっている。毎日の残食量記録を確認し、食事アンケート・食べたいものアンケートを実施し、食事委員会で検討し献立に反映している。誕生日会やお別れ会などのイベント時の食事作りやお菓子作りや、外出行事時のお弁当づくり、食堂ごはんを実施する際など一緒に調理を行い、調理技術習得の機会としている。

(3) 衣生活

①	A13 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
	☐ 常に衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。	☐
	☐ 汚れた時にすぐに着替えることができ、またTPOに合わせた服装ができるよう、十分な衣類が確保されている。	☐
	☐ 気候、生活場面、汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理、保管などの衣習慣を習得させている。	☐
	☐ 洗濯、アイロンかけ、補修等衣服の管理を子どもの見えるところで行うよう配慮している。	☐
	☐ 衣服を通じて子どもが適切に自己表現をできるように支援している。	☐
	☐ 発達状況や好みに合わせて子ども自身が衣服を選択し購入できる機会を設けている。	☐

【コメント】

汚れた時に着替え、TPOに合わせた服装ができる十分な衣類が確保できるよう、担当職員が「衣類管理表」で管理している。毎朝服装を確認し、清潔で体や季節に合ったものを着用できるよう支援している。気候・生活場面・汚れなどに応じた選択、着替えや衣類の整理・保管などの衣習慣は、適宜助言したり、一緒に行うことで習得できるようにしている。洗濯・アイロンかけ・衣類の補修等は子どもの見えるところで行い、年齢に応じて自分でできるよう設備や道具を整備している。衣服を買いに行く時は、職員と子どもが一緒に行き、子どもが自分の好みで選択し、衣服を通じて自己表現ができるように支援している。

(4) 住生活

①	A14 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
	☐ 子どもにとって居心地の良い安心安全な環境とは何かを考え、積極的に環境整備を行っている。	☐
	☐ 小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。	☐
	☐ 中学生以上は個室が望ましいが、相部屋であっても個人の空間を確保している。	☐
	☐ 身につけるもの、日常的に使用するもの、日用品などは、個人所有としている。	☐
	☐ 食堂やリビングなどの共有スペースは常にきれいにし、家庭的な雰囲気になるよう配慮している。	☐
	☐ 設備や家具什器について、汚れたり壊れたりしていない。破損個所については必要な修繕を迅速に行っている。	☐
	☐ 発達や子どもの状況に応じて日常的な清掃や大掃除を行い、居室等の整理整頓、掃除等の習慣が身につくようにしている。	☐

【コメント】

子どもの意向を尊重しながら、子どもと職員が居心地の良い安心安全な環境について共に考え環境整備を行っている。男子棟・女子棟・幼児棟の3棟5ユニットで構成され、同じ空間でも場所を区切るなど、小規模グループでの養育を行う環境づくりに配慮している。小学生以上は個室を用意している。

(5) 健康と安全

①	A15 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
	☐ 子どもの平常の健康状態や発育・発達状態を把握し、定期的に子どもの健康管理に努めている。	☐
	☐ 健康上特別な配慮を要する子どもについては、医療機関と連携して、日頃から注意深く観察し、対応している。	☐
	☐ 受診や服薬が必要な場合、子どもがその必要性を理解できるよう、説明している。服薬管理の必要な子どもについては、医療機関と連携しながら服薬や薬歴のチェックを行っている。	☐
	☐ 職員間で医療や健康に関して学習する機会を設け、知識を深める努力をしている。	☐

【コメント】

身体測定・嘱託医による健康診断・こども家庭センターが実施する発達検査等で、健康状態や発育状態を把握し、「身長体重表」「健康調査票」「健康診断個人票」「発達検査・知能検査結果一覧」に記録している。健康上特別な配慮を要する子どもについては、まず看護師による職員研修で疾患について共通理解し、子どもにも全体集会や健康教育で年齢に応じたわかりやすい方法を工夫して説明している。日々観察を行い、必要に応じて主治医・嘱託医・市中病院の医師と連携し、ケース記録・医療受診の記録に記録し、職員間で情報共有を図っている。服薬や受診については、年齢に応じた方法を工夫し、必要性を説明している。薬情やお薬手帳で把握し、日々の服薬管理は服薬表を使用して管理している。職員研修で、疾病・アレルギー・感染症等については必要に応じてスライドや資料を活用しながら研修を実施している。子どもの「健康教育」にも職員が参加し、子どもと共通理解が持てるよう取り組んでいる。

(6) 性に関する教育

①	A16 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
	☐ 他者の性を尊重し、年齢相応で健全な他者とのつき合いができるよう配慮している。	☐
	☐ 性をタブー視せず、子どもの疑問や不安に答えている。	☐
	☐ 性についての正しい知識、関心が持てるよう、年齢、発達の状況に応じたカリキュラムを用意し、活用している。	☐
	☐ 必要に応じて外部講師を招く等して、性をめぐる諸課題への支援や、学習会などを職員や子どもに対して実施している。	☐

【コメント】		
職員に「性教育マニュアルに関するアンケート」を行い、「明日への一歩」という生命や性に関する教育のマニュアルを作成している。施設内研修で研修を行い、子どもの年齢や発達に応じて、他者の性を尊重する心を育てられるよう取り組んでいる。退所時までの期間に「子どもになってもらいたい姿」を最終目標として設置し、年齢に応じたカリキュラムを基に性についての正しい知識、関心が持てるよう取り組んでいる。日々の生活の中で、性をタブー視せず、年齢に応じた方法で子どもの疑問や不安に答えている。		

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

①	A17 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
	□施設が、行動上の問題があった子どもにとっての癒しの場になるよう配慮している。また、周囲の子どもを安全を図る配慮がなされている。	○
	□施設の日々の生活が持続的に安定したものとなっていることは、子どもの行動上の問題の軽減に寄与している。また子どもの行動上の問題が起きた時も、その都度、問題の要因を十分に分析して、施設全体で立て直そうと努力している。	○
	□不適切な行動を問題とし、人格を否定しないことに配慮をしている。職員の研修等を行い、行動上の問題に対して適切な援助技術を習得できるようにしている。暴力を受けた職員へ無力感等への配慮も行っている。	○
	□くり返し児童相談所、専門医療機関、警察等と協議を重ね、事態改善の方策を見つけ出そうと努力している。	○

【コメント】		
子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対してマニュアルを整備し、施設内研修で研修を行い適切に対応できるよう取り組んでいる。子どもに行動上の問題があった場合は、各棟会議や権利擁護委員会で子どもの生活状況について共有し、要因などを分析し、その背景にある気持ちを受け止めながら課題に対して対応をしている。対応の際は行動を問題とし、人格を否定しないよう配慮している。また、周囲の子どもを安全確保にも配慮している。暴力を受けた職員に対しては、施設長・幹部職員等や職員間でのフォローを行っている。必要に応じてこども家庭センターと情報共有や協議を行い、その他各関係機関との連携も図っている。		

②	A18 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
	□問題の発生予防のために、施設内の構造、職員の配置や勤務形態のあり方について定期的に点検を行っており、不備や十分でない点は改善を行っている。	○
	□生活グループの構成には、子ども同士の関係性、年齢、障害などへの配慮の必要性等に配慮している。	○
	□課題のある子ども、入所間もない子どもの場合は特別な配慮が必要となることから、児童相談所と連携して個別援助を行っている。	○
	□大人(職員)相互の信頼関係が保たれ、子どもがそれを感じ取れるようになっていく。子ども間での暴力やいじめが発覚した場合には、施設長が中心になり、全職員が一丸となって適切な対応ができるような体制になっている。	○
	□暴力やいじめに対する対応が施設だけでは困難と判断した場合には、児童相談所や他機関等の協力を得ながら対応している。	○
	□子ども間の性的加害・被害を把握し適切に対応している。	○

【コメント】		
職員アンケートをもとに各ユニットの死角になりやすい場所を把握し、職員の配置や勤務形態について点検を行う等、衛生推進委員会が中心となり問題の発生予防に向け改善に取り組んでいる。生活グループの構成は、各棟会議で子ども同士の関係性・年齢・障害への配慮の必要性等を考慮して決定している。課題のある子どもや入所間もない子どもについては、こども家庭センターと連携し、個別の配慮を行いながら援助している。職員間での引き継ぎや情報共有を密にし、子どもの安心感・信頼感を得られるように努めている。子ども間で暴力やいじめが発覚した場合は、施設長の指示と「暴力対応マニュアル」に基づいて、棟職員や権利擁護委員会で検討しながら適切な対応ができるように取り組んでいる。施設だけでの対応が困難な場合は、こども家庭センターや学校、医療機関等と連携し適切な対応につなげている。		

(8) 心理的ケア

①	A19 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
	☐ 心理的ケアを必要とする子どもについては、自立支援計画に基づき心理支援プログラムが策定されている。	☐
	☐ 施設における職員間の連携が強化されるなど、心理的支援が施設全体の中で有効に組み込まれている。	☐
	☐ 心理的ケアが必要な子どもへの対応に関する職員研修やスーパービジョンが行われている。	☐
	☐ 職員が必要に応じて外部の心理の専門家からスーパービジョンを受ける体制が整っている。	☐
	☐ 心理療法を行うことができる有資格者を配置し、心理療法を実施するスペースを確保している。	☐
	☐ 児童相談所と連携し、対象となる子どもの保護者等へ定期的な助言・援助を行っている。	☐

【コメント】

心理判定員を配置し、心理的ケアを必要とする子どもに、自立支援計画に基づき心理支援プログラムを策定し、プレイセラピー・カウンセリング・心理教育を行っている。心理的ケアが必要な子どもへの対応に関して、外部の専門家による定期的なスーパービジョンが行われている。心理療法を行える場所としてプレイルームと面接室を確保している。こども家庭センターが主体となり、発達検査のフィードバックを行ったり、保護者との協議の場の設定、面会・外泊等時に施設での子どもの様子を保護者に伝え、支援方法の共有等を行っている。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

①	A20 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
	☐ 静かに落ち着いて勉強できるようにその時の本人の希望に沿えるような個別スペースや学習室を用意するなど、学習のための環境づくりの配慮をし、学習習慣が身につくよう援助している。	☐
	☐ 学校教師と十分な連携をとり、常に子ども個々の学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。一人ひとりの必要に応じて、学習ボランティアや家庭教師、地域の学習塾等を活用する機会を提供している。	☐
	☐ 学力が低い子どもについては、基礎学力の回復に努める支援をしている。	☐
	☐ 忘れ物や宿題の未提出について把握し、子どもに応じた支援をしている。	☐
	☐ 障害のある子どものために、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校等への通学を支援している。	☐

【コメント】

小学生以上には個室を用意し勉強机を設置し、静かに落ち着いて勉強できる環境づくりを行っている。小学校との連絡会（週1回）等で学校教師と連携をとり、子どもの学力を把握し、学力に応じた個別的な学習支援を行っている。小学生は帰園後すぐに教師経験のある職員（2名）の指導の下、宿題に取り組んでいる。週に1度、大学生による学習ボランティアの来園もある。中学生は個々の学習能力に合った学習塾に通い、また、毎週末は中高生対象の学習時間を設置し、教師経験のある職員が指導している。学校教師との連携で忘れ物や宿題の未提出について把握し、宿題の指導を行ったり、日々の学習の終わりに翌日の準備をするよう習慣づけ、職員が確認する事で忘れ物等の減少に取り組んでいる。障がいのある子どものために、特別支援学級（3名）、特別支援学校（7名）への通学を支援している。

②	A21 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
	☐ 進路について自己決定ができるよう進路選択に必要な資料を収集し、子どもに判断材料を提供し、子どもと十分に話し合っている。	☐
	☐ 進路選択に当たって、本人、親、学校、児童相談所の意見を十分聞き、自立支援計画に載せ、各機関と連携し支援をしている。	☐
	☐ 就学者自立生活支援事業、社会的養護自立支援事業、身元保証人確保対策事業、奨学金など、進路決定のための経済的な援助の仕組みについての情報提供をしている。	☐
	☐ 進路決定後のフォローアップや失敗した場合に対応する体制ができており、対応している。	☐
	☐ 学校を中退したり、不登校となった子どもへの支援のなかで、就労(支援)しながら施設入所を継続することをもって社会経験を積めるよう支援している。	☐
	☐ 高校卒業後も進学を希望する子どものために、資金面、生活面、精神的面など、進学の実現に向けて支援、情報提供をしている。	☐
	☐ 高校卒業して進学あるいは就職した子どもであっても、不安定な生活が予想される場合は、必要に応じて措置延長を利用して支援を継続している。	☐

【コメント】

小学生以上の子どもについて、「進路希望調査」を年に2回行い、子ども一人ひとりと進路について話し合い、必要な情報提供も行い、進路の自己決定を支援している。「進路決定までの流れ」(マニュアル)に3歳からの流れを、途中から「進学の場合」「就職の場合」に分けてわかりやすく記載し、マニュアルに沿って進路決定を支援している。進路決定に向けた自立支援計画書作成時には、子ども・保護者や学校・センターなど関係機関と十分協議し決定している。学校と連携を図りながら、希望校の資料を取り寄せたり、オープンスクールやオープンキャンパスへの参加を支援している。「奨学金一覧表」を作成し、希望に応じて、奨学金の利用に向けた支援も行っている。その他の支援事業についても、子ども・保護者に情報提供し、必要に応じて一緒に検討している。高校卒業後の子どもの状況に応じて、措置延長も含め現状に即した個別支援を関係機関と連携しながら行っている。

③	A22 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
	☐ 実習を通して、社会の仕組みやルールなど、自分の行為に対する責任について話あっている。	☐
	☐ 実習を通して、金銭管理や生活スキル、メンタル面の支援など、子どもの自立支援に取り組んでいる。	☐
	☐ 実習先や体験先の開拓を積極的に行っている。	☐
	☐ 職場実習の効果を高めるため、協力事業主等と連携している。	☐
	☐ アルバイトや、各種の資格取得を積極的に奨励している。	☐

【コメント】

学校からの職場実習、インターンシップやトライやるウィーク等を通して、社会の仕組みやルール、自分の行為に対する責任について学ぶことが出来るよう取り組んでいる。実習先や職場体験先は、主に同法人の施設や関係機関に依頼している。高校就学中に取得できる資格については、積極的に資格取得を奨励している。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

①	A23 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
	☐ 施設の相談窓口および支援方針について家族に説明し、家族と施設、児童相談所が子どもの成長をともに考えることを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう図っている。	☐
	☐ 家庭支援専門相談員の役割を明確にし、施設全体で家族関係調整、相談に取り組んでいる。	☐
	☐ 面会、外出、一時帰宅などを取り入れ子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。	☐
	☐ 外出、一時帰宅後の子どもの様子を注意深く観察し、不適切なかかわりの発見に努め、さらに保護者等による「不当に妨げる行為」に対して適切な対応を行っている。	☐
	☐ 子どもに関係する学校、地域、施設等の行事予定や情報を家族に随時知らせ、必要に応じて保護者等にも行事への参加や協力を得ている。	☐

【コメント】 入所時は必ず家庭支援専門相談員と担当職員が対応し、施設の相談窓口・支援方針について家族に説明し、家族と施設・関係機関が連携して支援することを伝え、家族と信頼関係を構築できるよう努めている。毎年「家庭支援マニュアル」の研修を行い、「家族支援マニュアル」に沿って、また、ケースカンファレンス等で情報共有しながら施設全体で家族関係の調整、相談に取り組んでいる。面会・外出・一時帰宅などを取り入れ、子どもと家族の継続的な関係づくりに積極的に取り組んでいる。外泊後は子どもの心身の状況に留意し、変化があればこども家庭センターと共有し対応している。学校行事や三者面談等の予定や情報を保護者に随時知らせ、参加や協力を促している。		
(1 1) 親子関係の再構築支援		
①	A24 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
	☐ 家庭支援専門相談員を中心に、ケースの見立て、現実的な取組を可能とする改善ポイントの絞り込みを行うなど、再構築のための支援方針が明確にされ施設全体で共有されている。	☐
	☐ 面会、外出、一時帰宅、あるいは家庭訪問、施設における親子生活訓練室の活用や家族療法事業の実施などを通して、家族との関係の継続、修復、養育力の向上などに取り組んでいる。	☐
	☐ 児童相談所等の関係機関と密接に協議し連携を図って家族支援の取組を行っている。	☐
【コメント】 「家庭支援マニュアル」に沿って、担当職員と家庭支援専門相談員が中心となり、主にこども家庭センターと密接に協議し連携を図りながら、親子関係の再構築に取り組んでいる。「自立支援計画」策定時に、年間計画において家庭引取りが可能かどうかを、職員間で検討している。子ども・保護者との面談、棟会議・職員会議を行い、こども家庭センターと連携しながら支援に取り組んでいる。こども家庭センターと随時協議を行い支援方法を確認し、家庭交流に関しては、親子訓練室を活用した面会を積極的に行っている。初めて外泊や長期外泊を行う際は、家庭訪問や外泊中の電話連絡を行い、必要に応じて「外泊の記録」を毎日記録するようにしている。		